

4 証明事務の実施状況

(1) 国の法令・通知等に基づく証明事務

今回、国の法令・通知等に基づき民生委員に証明を求めることがある手続のうち、①国の機関等が窓口となっている手続、及び②法定受託事務として地方公共団体が窓口となっている手続のうち、計 11 手続（うち、法定受託事務が 3 手続）について、その取扱状況や今後の見直しに向けた意見等を調査した。

調査対象とした各手続の調査結果の概要は表 4 のとおりであり、11 手続のうち 8 手続で、他の公的書類等で事実関係を確認できるにもかかわらず、民生委員が事実関係を証明する事例などがみられた¹¹（各手続の調査結果の詳細は、別添の手続別個票①～⑪参照）。

¹¹ 日本学生支援機構貸与奨学金返還免除申請、生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）借入申込、国民年金・厚生年金保険未支給年金請求の 3 手続は措置済みである。

表 4 調査対象とした国の法令・通知等による証明事務の調査結果（概要）

区分	行政手続名	所管省庁 (担当部局)	証明する主な内容	調査結果の概要	個票 No.
国の機関等が 窓口となっ ている手続	休眠抵当権 抹消登記申 請	法務省 (民事局)	登記義務者が登記 簿上の住所に居住 していないことの 事実	公的書類による証明が可能でも、民生委員が事実関係 を証明する事例がみられた。	①
	日本学生支 援機構貸与 奨学金返還 免除申請	文部科学省 (高等教育局)	奨学金を返還でき ない状況	従前から、民生委員よりも職務上容易に証明し得る第 三者が複数例示されていた。本調査の過程において民生 委員による証明が廃止された。	②
	労働災害に 係る遺族 (補償)等 給付の請求	厚生労働省 (労働基準局)	請求者と死亡した 労働者との生計維 持状況等	民生委員による証明は、公的書類等では確認できない 場合に求めることとする実際の運用が通知等に明示され ていなかった。	③
	長期家族介 護者の遺族 による援護 金支給請求	厚生労働省 (労働基準局)	請求者と死亡した 労働者との生計維 持状況等	民生委員による証明は、公的書類等では確認できない 場合に求めることとする実際の運用が通知等に明示され ていなかった。	④
	特定石綿被 害建設業務 労働者等の 遺族による	厚生労働省 (労働基準局)	請求者と死亡した 労働者の事実婚の 事実	民生委員の証明書が事実婚を証明する書類の一つとし て例示されており、民生委員が事実関係を証明する事例 がみられた。	⑤

	給付金等請求				
	雇用保険の受給者が死亡した場合の遺族による未支給失業等給付請求	厚生労働省 (職業安定局)	請求者と受給資格者との生活維持状況等	民生委員による証明は、公的書類等では確認できない場合に求めることとする実際の運用が通知等に明示されていなかった。	⑥
	生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）借入申込	厚生労働省 (社会・援護局)	申請者の生活実態	地方分権改革における地方公共団体からの提案を受け、民生委員の調査書の作成を都道府県社協会長からの作成依頼があった場合で、民生委員が協力可能な時とするなどの見直しが実施済みであった。	⑦
	国民年金・厚生年金保険未支給年金請求	厚生労働省 (年金局)	年金受給権者と請求者の生計同一等	証明を行うことのできる三親等内の親族以外の誰でもよいとする運用がされているにもかかわらず、それが徹底されていない例がみられ、本調査の過程において再周知が実施された。	⑧
法定受託事務	児童扶養手当受給申請	こども家庭庁 (支援局)	申請者が対象児童と同居せずに監護していることの事実	地方分権改革に関する地方公共団体からの提案を受け、民生委員以外にも証明者になり得る者が明確化された。これにより、民生委員による証明を廃止した市町村がある一方、廃止していない市町村から民生委員による	⑨
	特別児童扶養手当受給申請	厚生労働省 (社会・援護局)			⑩

				証明を求められ負担が生じている例があるなどの課題が生じていた。	
	生活保護受給申請	厚生労働省 (社会・援護局)	申請者の生活実態等	厚生労働省として生活保護受給申請時に民生委員の意見書は必須でないとしているにもかかわらず、これを求めている地方公共団体がみられた。	⑪

(注) 当省の調査結果による。

(2) 地方公共団体が独自に定める規定等に基づく証明事務

申請等の事実関係の確認のため、地方公共団体によっては、独自に定める条例や規定等により、民生委員による証明を求める場合がある。

地方公共団体が独自に定める規定等に基づく証明事務として 9 手続を対象に調査した結果、同じ申請手続であっても民生委員による証明により事実を確認としている地方公共団体がある一方、民生委員によらない確認方法により事実を確認している地方公共団体もみられた。

このため、民生委員の担い手確保が課題となる中で、地方公共団体の参考となるよう、民生委員による証明ではなく、他の方法による申請内容の確認方法等を整理した。

その結果は、表 5 のとおりである（各手続の調査結果の詳細は、別添の手続別個票⑫～⑳参照）。

表 5 地方公共団体が独自に定める規定等に基づく証明事務の概要

行政手続名	証明する主な内容	民生委員による証明を求める主な理由	証明を求めない地方公共団体における 主な代替の確認方法	個票 No.
り災証明書申請	被災地で生活していた事実	・賃貸借契約書で確認できない場合に、民生委員であれば確実に状況確認ができると考えるため。	・職員の現地確認 ・公共料金領収書の確認	⑫
ひとり親家庭等医療費助成申請	事実婚解消の状況等	・民生委員の証明を活用している児童扶養手当の手續に準拠しているため。	・児童扶養手当業務システムとの情報連携 ・職員の聞き取り	⑬
保育所入所（教育・保育給付認定）申請	就労（自営業等）の状況等	・民生委員による証明以外に確認する方法がないと考えているため。	・公的書類等の確認（確定申告書、開業届、納品書のコピー等）	⑭
自動車税・軽自動車税減免申請	生計同一の状況等	・虚偽申請の抑止効果があるため。	・源泉徴収票の確認 ・職員の聞き取り	⑮
高等学校等授業料減免申請	生活困窮の状況	・民生委員による証明以外に確認する方法がないと考えているため。	・家庭状況調査書や源泉徴収票等の確認	⑯
就学手続（就学校の変更・区域外就学申請を含む。）	居住の事実	・民生委員による証明以外に確認する方法がないと考えているため。	・賃貸借契約書等の確認	⑰
就学援助（学用品費・医療費・学校給食費等）申請	世帯の状況（収入や家族構成）	・民生委員による証明以外に確認する方法がないと考えているため。	・市県民税課税・非課税証明書等の公的書類の確認	⑱
特別支援教育就学奨励費受給申請	世帯の状況（収入や家族構成）	・民生委員による証明以外に確認する方法がないと考えているため。	・公共料金領収書の確認	⑲

公営住宅家賃減免申請	住宅困窮の状況	・管理する範囲が広く地区に居住する民生委員にまず確認を依頼することが望ましいと考えているため。	・職員の現地確認 ・「無職であることの申立書」の確認	⑳
------------	---------	---	-------------------------------	---

(注) 当省の調査結果による。

(3) 地方公共団体における証明事務の見直しに向けた取組

民生委員は、3年ごとに一斉改選が行われるが、近年、民生委員の活動の重要性や活動の範囲が大きくなる中で、取り巻く環境の変化等に伴い、民生委員の担い手不足が年々深刻な問題となっており、民生委員の委嘱事務を行う都道府県、市町村では、各種の担い手確保対策を講じている状況がうかがわれる。

本調査の対象とした地方公共団体の中には、民生委員担当部局が中心となって、行政手続所管部局に働き掛けることによって、庁内全体の証明事務の見直し等に取り組み、民生委員の負担軽減が図られている事例がみられた。

(事例 1)

A 県は、民生委員との意見交換会での要望を踏まえ、平成 28 年 10 月に、県庁内の各部局・機関及び県内市町村を対象に、民生委員の証明等の事務に関する実態調査を実施しており、その結果を市町村等にフィードバックし、証明事務の見直しを要請した。

その後、令和 6 年 9 月に、平成 28 年の実態調査のその後の進捗状況を確認するため、再度県庁内の各部局・機関及び県内市町村を対象に民生委員の証明事務に関する実態調査を実施し、6 年 12 月、その結果を取りまとめた。

同県によると、平成 28 年の実態調査時から、市町村が扱う延べ 35 手続等について、民生委員が世帯状況を把握することが困難であるなどを理由として証明事務が廃止されたことが確認できるとしている。県は、この結果について、県内市町村や県庁内各部局、各民生委員協議会等にフィードバックし、なお見直しが進んでいない証明事務について、他市町村等の状況を参考に、その必要性及び見直しの検討を要請している。

(事例 2)

B 市は、民生委員の担い手不足解消に向けた市独自の取組として、民生委員担当部局から全部局に対し、証明事務を含め民生委員に依頼している事業等について調査し、その内容について把握している。

この調査は、令和 2 年度、6 年度にそれぞれ行っており、6 年度に把握した証明事務は児童扶養手当等計 8 事業であったが、民生委員担当部局では、当該調査により証明の見直しが行われ業務負担の軽減が図られている可能性もあるのではないかとしている。

民生委員担当部局は、民生委員への協力を依頼する事業等について、今後も必要があればこのような調査を実施していきたいとしている。

(注) 当省の調査結果による。